

国民健康保険からのお知らせ

その1 40歳から74歳の方へ！ 特定健診は受けましたか？

5月～7月の集団健診を受診できなかった方へ朗報です！

10月1日から町立松前病院で個別に特定健診が受けられるようになっていきます。

個別の健診については予約制のため、受診の1週間前までに町立松前病院へお申し込みください。

個別健診実施期間	10月1日～12月20日 月曜日から金曜日まで
健診の開始時間	午後3時から（開始時間の15分前までにお集まりください）
受付人数	1日 3名まで
当日持参するもの	●保険証 ●受診券※ ●問診票
申し込み先	町立松前病院 ☎42-2515

※ 受診券を失くされた場合など、特定健診についてのお問い合わせは、福祉課医療担当
(☎42-2275 内線247) まで連絡してください。

その2 高額療養費の申請について

病院に「限度額適用認定証」を提示しないで入院した場合や、同じ月内で転院した場合など、1か月の医療費の支払い金額が自己負担限度額を超えた時は、役場福祉課または各支所で申請の手続きをすると、高額療養費として受け取ることができます。

手続きに必要なもの **医療費の領収書・印鑑・世帯主の振込先口座番号のわかる書類（通帳など）**

(注意) 受診日の翌日から2年が経過すると、時効により支給申請できなくなります。

★1か月の医療費の自己負担限度額（住民税の課税状況や年齢により異なります）

負担区分		70歳未満の方	70歳～74歳の方	
			外来のみ	外来+入院
課税世帯	上位（現役並み） 所得者	150,000円+1%※① (83,400円) ※③	44,400円	80,100円+1%※② (44,400円) ※③
	一般	80,100円+1%※② (44,400円) ※③	12,000円	44,400円
非課税世帯	低所得Ⅱ	35,400円	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ	(24,600円) ※②		15,000円

※① 1%とは、一定の限度額を超えた医療費（医療費-500,000円）の1%です。

※② 1%とは、一定の限度額を超えた医療費（医療費-267,000円）の1%です。

※③ () 内の金額は、多数該当（過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目以降の支給に該当）の場合の自己負担限度額です。

お問い合わせ先 役場福祉課医療担当 (☎ 42-2275 内線 247)